2020年(令和2年)6月

会員のみなさまへ

公益社団法人福山市シルバー人材センター 理事長 小川雅朗

熱中症対策期間の開始及び熱中症予防について(通知)

当センターでは、7月25日~8月31日までを熱中症対策期間とし、就業時間の制限等を行っています。 今年度は新型コロナウイルスの発生に伴い、日常的にマスクを着用していることもあり、今まで以上に熱中症のリスクが高まるおそれがあるため、特に次の点に留意してください。

- ●屋外で作業する場合、極力、十分な距離(2メートル以上)を確保し、マスクをはずすようにしてください。
- ●マスクを着用している時は、強い負荷のかかる作業や運動を避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけてください。また、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜、マスクをはずして休憩してください。
- 1. 期 間 7月25日(土)~8月31日(月)(延期することがあります) 必要に応じて上記期間外でもリーダー等の判断で、就業時間の短縮を図ってください。
- 2. 対象業務 屋外作業(草刈,除草,運搬,剪定等)
 - ・熱中症対策期間中は、ごみ回収も原則として午前中となります。回収期日が限られている場合、早めの 連絡をお願いします。(依頼多数や荒天の場合、希望どおりの回収が出来ない場合もあります。)
 - ・屋内作業あるいは在宅時の場合であっても、熱中症に十分に注意してください。
- 3. 就業時間 原則として8時から12時まで

早朝作業による苦情防止のため、原則として、就業開始時間を8時からとしていますので、徹底をお願いします。(熱中症期間以外にも適用します。)

ただし、以下の場合に限り、8時以前の就業開始も可能とします。

- ①発注先、周辺に騒音等(機械使用、会話、準備で生じる音等)の影響が及ばない場合。
- ②開始予定時間が、発注者に負担・迷惑がかからない時間帯である場合。
- ③発注者が了解する場合。
- ※①~③のすべてに当てはまることが条件です。

やむを得ず、午後に作業を繰り越す場合は、リーダーは必ず事務局に連絡してください。

- 4. 休息時間 30分ごとに5分程度、10時頃に10分程度の休息を取ること。 ただし、発注者に作業開始前に説明し、承諾を得てください。
- 5. 水分等補給 のどが渇いていなくてもこまめに補給すること。 水分・塩分(スポーツドリンク等)を十分に準備し、のどが渇いていなくてもこまめに補給してください。
- 6. 熱中症対策用品の着用 直射日光を避けつつ涼しい服装を心がけること 帽子はもちろん、後頭部、首を暑さから守るものを必ず着用してください。

7. リーダーの対応

- (1)朝のミーティングを徹底し、グループ員の体調を把握のうえ、作業を行ってください。
- (2)期間中は就業計画を見直し、午後の作業を午前中に繰り上げたり、また対策実施期間以降に延期したりする等の調整を行ってください。

8. 事務局の対応

就業計画の変更にあたり、必要があれば、事務局が発注者等と調整します。

異常が見られる場合の対応

- (1) 周りの方は次の手当てを行ってください。
 - ①涼しい場所へ避難させること。
 - ②衣服を脱がせ、体を冷やすこと。
 - ③水分・塩分を補給させること。
- (2) 深刻な場合 [返事がおかしい、全身の痛み、けいれん、水分が自力で取れない等]
 - ①直ちに救急車を呼ぶこと。
 - ②すみやかに事務局に連絡すること。 ・本部事務所 953-5222 ・北部事務所 963-9555

最後に

- ○体調が悪い場合は、仕事を休んでください。
- 〇就業中は、お互いに目配り、気配りをし、周りの会員 (特に新入会員や年配の方) に異常がない かを常に意識して作業してください。
- 〇就業中、気分が悪くなった場合は、遠慮せず、リーダーや周りの会員に伝え、休憩したり、状態 によっては早退したりする等、決して無理はしないでください。
- ○熱中症は早期の措置が重要です。迅速な対応をお願いします。